

西之表市議会だより



馬毛島対策特別委員会 所管事務調査報告

特別号

「馬毛島対策特別委員会所管事務調査報告」

昨年11月12日、馬毛島対策特別委員会の所管事務調査として、防衛省と意見交換及び情報収集を行いました。防衛省からの出席者は、地方協力局米軍再編・FCLP担当副達官以下8名でありました。

今回、所管事務調査を行った目的は、2011年の日米安全保障協議委員会での合意内容では、馬毛島が検討対象として表記されていたものが、2019年4月に公表された内容においては、日米両政府が、馬毛島で可能な限り早期に当該恒久的な施設の整備を完了させることで合意している点やFCLP訓練地移設計画の内容、土地売買交渉の現状などを再度確認することでありました。

一方、12月20日に、山本防衛副大臣が本市を訪問し、国が馬毛島の約63%の土地を取得し、これまでの現地調査の結果を踏まえ、自衛隊馬毛島基地(仮称)を馬毛島に整備する計画であり、今後具体的な現地調査を行う予定だと説明を受けました。

今特別号は、市民の皆様にも多く、防衛省からの情報をお伝えすべきであることから、以下、防衛省からの説明内容及び質疑応答について詳細を報告いたします。



防衛省との意見交換及び情報収集

馬毛島に関する防衛省への質問事項及び回答

① 2018年度に実施された馬毛島での物件・環境・気象・測量の4項目の調査内容と結果、また、今後の実施計画の内容と時期について伺いたい。

② 馬毛島を恒久的なFCLP施設の候補地としており、島の状況を把握し、自衛隊の利用計画の検討や米側との協議を行うために、2019年1月末から3月にかけて現地の立入調査を実施した。具体的には、①建物工作物等の現況調査をするための物件調査、②陸海城における動植物の生育、生息状況を調査するための環境調査、③風向、風速を把握するための気象調査、④航空写真で測量等を行う測量調査の4項目である。マゲシカについての調査なども行われたが、調査結果については公表できない。4月以降は、島に入れておらず、今年度の調査予算に沿って今後調査を行う。また、環境アセスメントについては、いつ必要となるのか、実施するのか回答できない。

③ 日米安全保障協議委員会(2プラス2)2019年4月の合意内容では、馬毛島で可能な限り早期に当該恒久的な施設の整備を完了させるとしているが、詳細について問う。

④ 日米両政府間で新たな合意がなされたわけではないが、2011年の合意内容と変わらぬ方針にも変化はない。一方、馬毛島を適地とした理由は、日本の西南

地域に位置しており、島の面積が約800ヘクタールあり、自衛隊施設及びFCLP施設の土地が十分確保できると見込まれること、無人島であり、騒音等周辺への影響が少ないこと、また空母艦載機が移駐する岩国基地からの距離が約400キロ以内であることなどが挙げられる。

現時点では、自衛隊と米軍との協議を行っている段階のため、具体的な硫黄島からの移設計画のスケジュールを示せる段階ではないが、防衛省としては、2プラス2で合意された内容に基づき、できる限り早急に恒久的なFCLP施設建設の実現に努力している。

⑤ 馬毛島の土地売買交渉について詳細を問う。

⑥ 現在(2019年11月12日時点)土地所有者と売買契約の締結について協議中であり、その状況を説明することはできないが、土地取得にあたり、抵当権を予め除く必要がある、関係法令に基づき対応する。また、開発行為の違法性については、開発事業者と鹿児島県において対応することで、コメントはできない。



▲冒頭挨拶をする長野委員長

⑦ 馬毛島へのFCLP訓練移転計画について。種子島は、冬の時期になると西の季節風が強く吹く。斜めや横から吹いている風の時に、現在の滑走路は、タッチアンドゴーができる状態にあるのか。

⑧ FCLP施設は、滑走路、誘導路、駐機場、格納庫等の飛行場施設、部隊活動や訓練に必要な物資用の倉庫、宿舎や食堂等の生活関連施設などを整備する必要があるが、完成予定の時期については未定。また、現在、馬毛島には、滑走路らしき十字のものがあるが、そのまま滑走路として活用するわけではない。飛行機が完全に離発着できるように検討しつつ、種子島に直接影響が出ないようにしたい。

⑨ FCLP訓練内容の詳細は、現時点では説明できる段階ではないが、過去の硫黄島におけるFCLP訓練の実績を踏まえ、訓練回数は、年間1〜2回程度。1回当たりの訓練期間は10日程度で、事前の準備等を含めると約1カ月程度となる。現在、訓練が終わるまで空母艦載機は硫黄島にいたので、馬毛島でも同様に30日間程度の滞在を想定している。

⑩ 例えば、何月にこの訓練をするのか、何時から何時まで訓練をするのか、事前に報告が来るのか、もしくは来ないのか。また、時期を外れた訓練や低空飛行で戦闘機が飛んで行くのが目撃されているが、どのように考えているのか。

⑪ FCLP訓練の場合は、事前に関係自治体には連絡している。訓練のすべてが、地元には伝わっているものではないが、地

元への影響が大きいと思われるものについては、一般論としてお伝えしている。米軍の低空飛行訓練はよろしくないことではあるが、本土でもそういったことが何回か問題になっている。米側には控えるよう申し入れるとともに、場合によっては飛行ルートの変更などいろいろなことをお願いしている。

⑤ 30年近く前から、FCLP訓練に危険性があるということ、厚木基地で訓練がされていたが、これは日米間での懸案事項だったというのは事実か。

⑥ 昭和48年頃から空母が日本で訓練を行うようになり、その時は、厚木や小田原でやっていた。厚木は周りに住宅もない状態であったが都市化し、200万世帯が住んでいるため、影響は非常に大きい。今は、硫黄島で暫定的に行っており、岩国から1200キロ離れているため、非常に遠く、時間がかかる。そこで、恒久的な施設が欲しいということで検討した結果、馬毛島となった。長期間の懸案事項である。



▲意見交換の様子

⑦ 新たな自衛隊施設計画や関連施設及び交付金について問う。

⑧ 南西地域における防衛体制充実のため、大規模災害を含む各自治体に対する活動支援、通常訓練等の使用を予定しており、災害時における南西地域の展開訓練と島しょ部攻撃の対応をするものであるが、具体的計画を今後作成する。自衛隊施設とは、基本的には倉庫や整備が行えるような格納庫で、一般的な空港などの整備が予想される。中種子町が自衛隊を誘致しているが、馬毛島の自衛隊施設とFCLP施設とはリンクしていない。自衛隊員用の宿泊施設は、種子島本島に必要である。

⑨ 地元や周辺自治体住民への影響については、具体的な利用計画を検討中であり米側との協議中でもあるため、具体的な説明は困難であるが、航空機騒音が想定され、周辺地域住民の生活環境に与える影響をできる限り少なくするよう配慮したい。再編交付金などは具体的な内容を決定した後、しっかり検討していく。基地交付金と調整交付金については総務省管轄であるため回答できない。

⑩ 事前集積拠点とは何か。

⑪ 災害時の自衛隊活動で、最初の段階では救助活動を行うためにヘリコプターやその他の航空機が活動する。駐機場や滑走路があるところでない安全な活動はできず、3日間位は住民の救助活動を行い、その後生活支援に移るが、その時に必要な物資や食料、トイレットペーパーなどの身の回りの品々が全国各地から送られる物資を集めて配る拠点である。これは、常にあるものではなく、災害が起こった場合に自衛隊の基地を使用したり、熊本では熊本空港を活用した。

⑫ 日米地位協定について、基地を有する国内の自治体から様々な要望が出されているが、どのように対処しているのか。

⑬ 米軍については、訓練の日時や時間帯など事前報告と異なったり、低空飛行で戦闘機が飛ぶ姿が目撃されているが、本土等でも何回か問題となったことがあり、米側に控えるよう申し入れたり、飛行ルートの変更などの検討を行ったりと、一つ一つの具体的な問題に対処している。また米軍施設を抱えている地域には勧告協定という中で対処したり、個別協定の中で運用の改善を行ったりしている。地元の要望で、地位協定を変えていくことは簡単ではない。

⑭ 普天間基地の代替施設となる可能性は。米側とも、馬毛島では自衛隊施設と恒久的なFCLP施設を作ること以外について、協議していない。



▲質疑に答える防衛省職員

① 地元説明会、周辺自治体への説明責任について問う。

② FCLP施設の確保には地元の理解と協力が重要であると認識し、必要に応じて適切に対応したい。現時点では地権者や米軍所用等も交渉中であり、地元で説明できる段階ではない。説明する相手としては、例えば、イギリス・アショア（秋田恵）の説明については、県と地元首長と議会に行った。地元のいろいろな団体からの要望に対し、いきなりの対応とはいかない。協議しながらということになる。

③ 防衛省のホームページには、平成23年度に地元へ説明された「国を守る」が掲載されている。資料の飛行経路は、種子島の上空は全く外した形となっており、地元の人の中には、決定されたかのような受け止め方をしている人もいるが、どのように考えているのか。

④ 配備計画等も決まっていない。説明できる段階になれば丁寧に説明したい。種子島上空を全く飛ばない飛行経路や70デシベル以下という騒音予想図を含む説明資料については、なるべく島の上は通らないことをイメージしたものである。

⑤ 馬毛島には市有地や個人所有地も一部あるが、そのことについてはどのように考えているのか。

⑥ 西之表市が体験活動等馬毛島の利活用計画を持っていることは承知している。国が土地を取得した際には運用に影響のない範囲で、西之表市とも調整しながら、市長の意向もできる限り取り入れた計画としたい。

⑦ FCLP訓練は受け入れられないが、自衛隊だけならいいとの要望がある。どのように考えているのか。

⑧ 日米安全保障協議委員会での合意内容に沿って、新たな自衛隊施設を造るとともに恒久的なFCLP訓練施設を実現することが任務である。

⑨ 馬毛島での違法開発について国は理解しているのか。県に対して、しっかりと把握するよう働きかけをしているのか。

⑩ 県が調査を行い、違法開発かどうかというのを判断するものである。

⑪ 漁業への影響について問う。

⑫ 硫黄島では訓練期間中でも制限区域は設定されておらず、馬毛島でも同様だと考える。開発工事に入ったとして補給艦を入れる港湾施設の建設は必要であり、漁業権が設定されているため、実態を踏まえ、漁業者と協議していきたい。漁業に影響があるというのであれば、漁業に関する環境調査は当然行わなければならない。



▲かつての馬毛島の浦の朝
(出典 平山武章編「写真集 明治大正 昭和西之表」ふるさとの思い出より)



▲馬毛島のソテツ自生群落

〔編集後記〕

西之表市議会は、馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設の整備に反対する意見書を採択しました。引き続き情報収集を行い、今後の動向を注視し、広く市民に周知するよう努めます。

（馬毛島対策特別委員会委員長 長野 広美）

◆ホームページの閲覧について◆
議会のしくみや議会日程などが確認できますので、一度ご覧ください。

議会の情報は、市のホームページにアクセスすると左下に「西之表市議会」とありますので、そちらをクリックしてください。

もしくは、左のQRコードからもスマートフォン等で読み取り閲覧できますので、ぜひご覧ください。（議会のしくみや議員名簿・議事録・議会の日程・一般質問通告書・審議結果・会議録について掲載しています。）



西之表市議会

発行/西之表市議会 編集/議会報編集委員会 発行責任者:西之表市議会 議長 永田 章

〒891-3193 鹿児島県西之表市西之表7612 番地

TEL 0997-22-1111 (内線351) FAX 0997-22-0295 E-mail:gikai@city.nishinoomote.lg.jp